

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉 会	平成 30 年 3 月 14 日 9 : 30 平成 30 年 3 月 14 日 9 : 40
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	副議長 総務課長（説明員）
6、職務のため出席した者	議長、 事務局長
7、付議事件	第 1 追加議案について
8、議事の経過	<p>小林達信副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ 第 1 追加議案について （1）町長提出議案 1 件 委員長：追加議案について総務課長から説明されたい。 （総務課長が教育委員会委員の任命について経歴など説明 略） 委員長：質疑はあるか。 （なし） 委員長：なければ議案の説明を終わる。 （総務課長退席、配布した略歴は回収）</p> <p>（2）議員発議 2 件 委員長：事務局に説明させる。 （事務局長が発議第 1 号及び第 2 号について本日提出することを説明 略） 委員長：発議 2 件についてはそのようにする。次に吉田克則議員から動議が提出されていることについて意見はあるか。 鈴木(茂)委員：この後の全員協議会で本人が議場で発言の取り消しをすれば、動議は取り下げることにはどうか。 委員長：吉田克則議員はどうか。 吉田(克)委員：対象議員は 2 人である。本日議場で謝罪を含めて発言取り消しすることの確認が取れば動議は取り下げてもいい。 委員長：2 人の申し出により発言取り消しを議長名ですることではどうか。 吉田(克)委員：通常は議長が不適切な発言があったので録音を確認して削除するとなるが、今回は常任委員会であり議長権限には入っていない。 委員長：委員長に不適切な発言があったので削除することを委員長に言うことかどうか。 鈴木(茂)委員：議場で発言してもらい取り消しする内容については委員長に一任す</p>

るということでもらうのがどうか。

鈴木(安)委員：本人から発言取り消しする申し出の確認しているのか。

事務局長：今のところ一人の確認である。

委員長：これについては議場内ではなく全員協議会で確認し、委員長が本人の申し出により削除することにしてはどうか。

吉田(克)委員：議員必携等では発言は議事録には残ることになるが、議長なり本人の申し出により取り消すことができるとなっている。

鈴木(安)委員：議場で本人から発言してもらわないと記録に残らない。

委員長：皆さんの意見であればそのようにしたいが。

小林委員：議場で発言してもらった方がいい。今後はこのようなことはないようにすることもしてもらおう。

委員長：進行としては議長から指名し、自席で発言してもらおうこととしたい。

(異議なし)

委員長：これで議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長